

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 須 永 寛 子

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 境杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
六三二番一地先まで	幸手市大字平野字九反割六三八番 一地先から同市大字平野字九反割	区  間
一七・三九〇 二二・八六	二一・八八〇 二七・九六	敷地の幅員 (メートル)
七七・三〇		延長 (メートル)
		備  考